

# 知的発達障害部会

## 【知的発達障害部会とは】

東社協に加盟する都内・都外の知的障害児・者施設・事業所によって組織される。障害者総合支援法による障害者福祉サービス利用者増と特別支援学校の卒業生の増加等を背景として会員施設は増加している。現在会員数は377となっている。また、部会活動は施設長を中心とした経営研究会と従事者を中心に構成される利用者支援研究会があり、両方で役員会を構成している。

この役員会のもとに、施設種別によって児童施設分科会、入所施設分科会、通所施設分科会、地域支援分科会及び生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会の各分科会活動が行われている。

また、種別横断的な専門委員会としては、広報、研修、人権擁護、本人部会支援の4つの委員会がある。各分科会の代表幹事と委員会の長は部会役員となり、毎月開催される役員会にすべての活動が集約できる仕組みとなっている。

役員会直属の機関として、施策検討調査研究委員会、不祥事予防対応委員会があり、特別委員会として、本人部会、都外施設特別委員会、福祉マラソン企画実行委員会、東日本大震災復興支援特別委員会がある。今年度は、会員施設より職員を一年間長期派遣し新たな障害者サービス開設などの復興支援を進めている。

さらに、東社協の他の障害関係部会との連携による東社協障害者福祉連絡会、東京の知的発達障害関連団体との連携した障害関係団体連絡協議会などにより政策提言など行っている。

## 【提言項目】

**住み慣れた地域で住み続けられるための施設等整備の充実**

## 【現状と課題】

東京都の「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により24年度からの3年間で1,600人のグループホーム・ケアホームの整備促進が進められている。しかし、通所施設等の利用者の高齢化は、その家族の超高齢化を意味し限界家族が増加している。しかし、急激な整備に伴い権利侵害の報告も後を絶たない。

また、施設入所待機者は1000人を下回っているが依然高い水準である。内児童施設における加齢児の地域移行や入所施設等への適切な生活環境への移行は不十分である。

## 【提言内容】

- (1) グループホームやケアホームなどは、家庭的な雰囲気大切に作る福祉施設である。支援サービスのガイドラインを定め、サービス品質の底上げが必要である。また品質維持のためには、小規模事業者にも受審可能な福祉サービス第三者評価の簡易版を作り、すべての事業者が定期的に受審することが必要である。

- (2) 依然高い人数の入所待機者への居住サービスの充実として、障害者支援施設の未設置地域への設置促進が必要である。また、ケアホームで重度者の受け入れが進むために東京都単価の倍増が必要である。
- (3) 障害者の地域生活を支えるサービス等利用計画を全利用者に作成が義務付けられた。しかし、作成が大きく遅れている。作成する相談支援事業所への経営基盤の強化のために都独自の専門職員の配置が必要である。
- (4) 共助機能の脆弱さ等の特色を持つ東京都において、障害者計画・障害福祉計画による展望と地域自立支援協議会と基幹相談事業所による地域福祉アドミニストレータ機能により地域福祉の機能回復を図ることができます。また、障害者虐待防止法の施行ご多くの通報が寄せられています。虐待防止センターや権利擁護センターの機能強化も必要です。地域自立支援協議会や基幹相談事業所、虐待防止センターへ各々専門員の配置が必要です。